

栄桜会会則

- 第 1 条** 本会は、北海道栄高等学校「栄桜会」と称し、本部を北海道栄高等学校に、支部を各地方におく。
- 第 2 条** 本会は、会員相互の親和向上を図り、併せて北海道栄高等学校の発展を支援することを目的とする。
- 第 3 条** 本会は、次の会員をもって組織する。
正会員 北海道日本大学、北海道桜丘、北海道栄の各高等学校を卒業した者
準会員 前記高校に在籍した者
賛助会員 前記高校の職員
- 第 4 条** 会員は、随時その現状身分、住所の変更その他事故あるときは、直ちに本部に報告するものとする。
- 第 5 条** 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。
会報の発行
母校の後援並びに親善事業
その他必要と認められる事業
- 第 6 条** 本会に、次の役員をおく
- | | | |
|-------|-----|--------------------------------|
| 名誉会長 | 1 名 | 北海道栄高等学校校長を推薦する。 |
| 会 長 | 1 名 | 総会において正会員中より選出する。 |
| 副 会 長 | 3 名 | 上に同じ |
| 顧 問 | 若干名 | 役員会において賛助会員中より推薦し委嘱する。 |
| 幹 事 長 | 1 名 | 役員会において幹事より選出する。 |
| 幹 事 | 若干名 | 総会において正会員より互選された者、及び母校勤務の正会員。 |
| 常任幹事 | 若干名 | 役員会において幹事の中より互選された者及び母校勤務の正会員。 |
| 監 査 | 2 名 | 総会において正会員中より互選する。 |
- 第 7 条** 役員職務は、次のとおりとする
- | | |
|-------|-------------------------------|
| 名誉会長 | 本会に助言する。 |
| 会 長 | 本会を代表し、会務を総括する。 |
| 副 会 長 | 会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。 |
| 顧 問 | 本会に助言し、正会員、準会員及び賛助会員の連携を掌る。 |
| 幹 事 長 | 会務を処理し、幹事との連携を掌る。 |
| 常任幹事 | 会務を分掌し、会員との連携を掌り会務を処理する。 |
| 幹 事 | 会員の代表者であって各期会員の連携及び本部との連絡を掌る。 |
| 監 査 | 本会の会計を監査する。 |

第 8 条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

第 9 条 総会は、毎年母校学校祭一般公開日の午後1時から開き、議決は出席正会員の過半数による。

第10条 役員会は、必要に応じて会長がこれを招集し、議決は出席役員の過半数とする。

第11条 役員会は次の事項を審議する。

1. 会則に基づく諸規程の制定及び改廃
2. 事業並びに予算の執行及び決算
3. その他本会の運営に必要な事項

第12条 本会の経費は、会費及び寄付金等をもってこれに充てる。

第13条 本会の会費は、終身会費5,000円を卒業時に納入する。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第15条 支部の設置或いは変更するときは、役員会の承認を得るものとする。

第16条 本会則の変更は、総会において行うものとする。

附則 本会則は、平成12年8月10日より施行し、必要な細則は別に定める。

- 2 平成19年10月6日 一部改正し、同日より施行する。
- 3 平成22年7月11日 一部改正し、同日より施行する。